

令和 7 年度 沖縄県立桜野特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

Ⅰ 方針

沖縄県立桜野特別支援学校(以下「本校」という。)高等部入学者の選抜は、高等学校(高等部)及び中学校(中学部)教育の正常な充実を期し、障害の種類や程度に応じて、公正かつ妥当な方法で、本校における教育が必要な者又は各学科等の教育を受けるに足る能力と適性、状態等を備えた者を選抜するために、次の方針に基づいて実施する。

- (1) 選抜は、桜野特別支援学校の校長(以下「本校校長」という。)が学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第135条第5項において準用する第90条第1項から第3項の規定により行う。
- (2) 選抜は、入学志願者(以下「志願者」という。)が募集定員を超過すると否とにかかわらず行う。
- (3) 通常の教育課程履修予定者に対して実施する県立高等学校入学者選抜学力検査問題では、中学校等における国語、社会、数学、理科、及び英語の5教科について、一般入学志願者に対して行う。なお、英語については、聞き取り検査を実施する。
- (4) 知的の教育課程履修予定者に対して実施する県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題では、中学校等における国語、数学、技術(職業)分野、体育の4教科等について、一般入学志願者に対して行う。
- (5) 訪問の教育課程履修者のうち、(3)(4)の内容を取り扱う場合は、学力検査等の期日及び時間割等に従って実施する。
- (6) 本校においては、学校独自の計画に基づき、学力検査を一部付加し、実施することができる。
- (7) 本校においては、生徒の実態に応じて、一斉に実施する学力検査問題以外の本校作成問題を一部の生徒に実施することができる。
- (8) 一斉に実施する県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題は県教育委員会が作成し、本校において一部付加し、又は(7)により実施する学力検査問題等は本校が作成する。

2 一般入学

(1) 出願資格

学校教育法施行令(昭和 28 年 政令第 340 号)第 22 条の3の規定「肢体不自由児」「病弱児」に該当する者で、次のアからウのいずれかに該当し、かつエを満たす者

ア 特別支援学校の中学部、中学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程
(以下「中学校等」という。)を募集年度の3月に卒業又は修了(以下「卒業」という。)見込みの者

イ 中学校等を卒業した者(以下「過年度卒業者」という。)

ウ 学校教育法施行規則第 95 条各号のいずれかに該当する者

エ 11 月末日までに志願前相談を受けた者

※ 出願にあたっての留意事項

志願者は出願するにあたり、教育課程の理解と適切な進路決定を促すため、学校が実施する教育相談や体験入学に原則として参加するものとする。

(2) 募集定員 募集定員は別に定める。

(3) 出願期間

ア 出願期間は、令和7年2月3日(月)及び4日(火)の2日間とする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。

ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合はその限りではない。

※志願希望者は、11月末日までに本校において志願前相談を受けるものとする。(本校へ志願変更及び第2次募集を予定している場合も同じ)

イ 受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

(4) 出願手続

ア 志願者は、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則(平成 22 年3月 31 日教育委員会規則第3号。以下「通学区域の規則」という。)により定められた通学区域の1校、1学科、1

コースに出願することができる。

イ 志願者は、次の書類を出身中学校長又は出身特別支援学校長（以下「出身中学校長等」という。）に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書(第1号様式)

(1) 住民票謄本(マイナンバー掲載なし)

ただし、次のa及びbの者のみとする。また、住民票謄本は出願の日前3か月以内に発行されたものとする。

a 沖縄本島、古宇利島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島及び浜比嘉島に在住する者で、通学区域が県全域ではない学科に出願するもの

b 志願者が県外の中学校等出身者で、保護者が県内に在住し、通学区域が県全域ではない学科に出願するもの

(ウ) 健康診断書(第8号様式)

ただし、過年度卒業者のみとし、募集年度の1月以降に発行されたものとする。

(エ) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写(両方を所持している場合は両方の写)。

※1 出願時に更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳は無効とする。

※2 手帳未取得の場合は、各専門医の診断書(第11号様式)

※3 各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

(オ) 確約及び証明書(第5号様式)

ただし、次の a 又はbの者に限る。

a 沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則第2条第1項ただし書きの規定により同規則別表第2に掲げる地域から出願する者

b 沖縄本島、宮古島または石垣島の各地域から当該各島に所在する特別支援学校以外の特別支援学校に出願する者

(カ) 写真票(第15号様式に貼付)

出願の日前6か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。正面上半身、無帽、縦 4.5cm×横 3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。

ウ 出身中学校長等は、志願者に係る次の書類を本校校長へ出願期間内に一括して提出するものとする。

(ア) 入学志願書(第1号様式)

(イ) 調査書(通常の教育課程履修者用(第2号様式)または知的の教育課程履修者用(第2号-2様式))

※1 原則として、第2号様式を使用し、特に必要な場合に限り第2号-2様式を使用する。

※2 特別支援学級に在籍している生徒で、中学校の教育課程を実施し評価している場合は、第2号様式を作成する。

※3 県内特別支援学校中学部在学者のうち、内部進学者(同一校内の中学部から高等部に出願を行う者に限る。)については、個別の教育支援計画、個別の指導計画を調査書に替える。

(ウ) 入学志願者名簿(第3号様式)

(エ) 住民票謄本(マイナンバーの掲載なし。前記2の(4)のイの(イ)で提出のあった者に限る。)

(オ) 健康診断書(第8号様式)(前記2の(4)のイの(ウ)で提出のあった者に限る。)

(カ) 身体障害者手帳若しくは療育手帳の写(両方を所持している場合は両方の写)。

※1 出願時に更新期限が超過した身体障害者手帳及び療育手帳等は無効とする。

※2 未取得の場合は、各専門医の診断書(第11号様式)

※3 各専門医の診断書は、障害の程度が証明可能なものとする。

(キ) 確約及び証明書(第5号様式)(前記2の(4)のイの(オ)で提出のあった者に限る。)

(ク) 写真票(第15号様式)

エ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、次の書類を本校校長に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書(第1号様式)

(イ) 本校校長が必要と認める書類

オ 志願者が県外の中学校等に在学している場合は、次の手続による。

(ア) 県外からの入学志願のための許可願(第4号様式)を募集年度の1月20日(その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日ではない日)までに教育長に提出し、許可を受けなければならない。

(イ) 前記(ア)の許可願、入学志願書(第1号様式)のほか、本校校長が必要と認める書類を本校校長に提出しなければならない。

(5) 志願変更及び手続

ア 志願変更

(ア) 入学志願締切りの結果、志願者が定員を超えた学校に出願した者のうちで、出身中学校長等及び志願先特別支援学校長が適当と認めた者は、志願した特別支援学校高等部、学科又はコースの変更(以下「志願変更」という。)を行うことができる。

(イ) 志願変更の可能な人員は、志願者数が入学定員を下回らない範囲内とする。

(ウ) 志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

イ 志願変更の日程

(ア) 本校の志願者数及び志願倍率については、県教育庁県立学校教育課において令和7年2月4日(火)に発表し、入学志願変更後受付状況については令和7年2月18日(火)に発表する。

(イ) 志願変更申出期間

令和7年2月7日(金)及び2月10日(月)の2日間とする。

(ウ) 入学志願書取り下げ及び再出願期間

令和7年2月17日(月)及び2月18日(火)の2日間とする。

(I) 前記(イ)の受付時間は、午後9時から午後4時までとする。

ウ 志願変更する者は、志願変更願(第6号様式)に必要な事項を記入し、出身中学校長等に提出すること。

エ 出身中学校長等は、前記ウの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に本校校長に志願変更する者の志願変更願(第6号様式)を提出し、本校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

オ 志願変更する者は、返却された入学志願書に変更すべき事項(※印の欄)を記入し、「2一般入学」の「(4) 出願手続」に準じて入学志願書類を所定の期間内に志願変更先特別支援学校長に提出すること。

(6) 選抜の方法

ア 本校に、校長を委員長とする選抜委員会を置く。

イ 選抜委員会は、出身中学校等から提出された所定の出願書類、学力検査等の成績及び面接の結果を基にして選抜を行う。

(7) 学力検査等

ア 学力検査等の期日及び時間割

県立高等学校入学者選抜学力検査問題で実施(普通科I)

時限 月日	第1時限目 10:00～10:50	第2時限目 11:15～12:05	昼食 及び休憩	第3時限目 13:15～14:05
第1日目 3月4日(火)	国語	理科	55分間	英語
第2日目 3月5日(水)	社会	数学		面接 (保護者同伴)

(ア)受検者は、検査時間中、次のものを携行すること。

- ・HB 以上の濃さの黒鉛筆（シャープペンシルも可。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。）

- ・プラスチック製の消しゴム

- ・定規

- ・コンパス（三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規・コンパス、三角スケールは不可）

（イ）受検者は、検査時間中、携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。

- ・鉛筆キャップ

- ・鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。）

- ・時計（ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能を持つウェアブル端末等も不可。）

- ・眼鏡、ハンカチ（無地のタオルを含む）、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけを取り出したもの）

（ウ）解答状況により、学校作成問題に切り替えることができる。教科は上記と同じものとする。

県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題で実施（普通科ⅡA）

時限 月日	第1時限目 10:00～10:50	第2時限目 11:15～12:05	昼食 及び休憩	第3時限目 13:15～14:05
第1日目 3月4日(火)	国 語	数 学	55分間	面 接 (保護者同伴)
第2日目 3月5日(水)	技術(職業)	体 育		
備考	※ 第2日目の体育は、一斉実施が困難な場合、受検生の導線を考慮した上で時間割を入れ替え、2展開も可とする。			

（ア）受検者は、検査時間中、次のものを携行すること。

- ・HB 以上の濃さの黒鉛筆（シャープペンシルも可。鉛筆は和歌・格言等が印刷されている

ものは不可。)

- ・プラスチック製の消しゴム

- ・定規

- ・コンパス(三角定規は可、分度器及び分度器機能付き定規・コンパス、三角スケールは不可)

(イ) 受検者は、検査時間中、携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。

- ・鉛筆キャップ

- ・鉛筆削り(電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。)

- ・時計(ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。

通信機能を持つウェアブル端末等も不可。)

- ・眼鏡、ハンカチ(無地のタオルを含む)、目薬、ティッシュペーパー(袋又は箱から中身だけを
取り出したもの)

(ウ) 体育館シューズ(体育において志願者本人が用いるためのもの)、出身中学校等指定の体育
着及びジャージを持参すること。

学校作成問題Ⅰ(普通科ⅡB)

時限 月日	第1時限目 10:00～10:30	第2時限目 10:55～11:25
第1日目 3月4日(火)	国語・数学	理科・社会
第2日目 3月5日(水)	音楽・体育	面接 (保護者同伴)

学校作成問題2 (普通科ⅡC)

時限 月日	第1時限目	第2時限目
	10:00～10:30	10:55～11:25
第1日目 3月4日(火)	音楽・体育	国語・数学
第2日目 3月5日(水)	面接 (保護者同伴)	

学校作成問題3 (普通科訪問Ⅱ)

時限 月日	第1時限目
	10:00～10:30
第1日目 3月4日(火)	行動観察
第2日目 3月5日(水)	面接 (保護者同伴)

イ 検査時間及び配点

- (ア) 県立高等学校入学者選抜学力検査を実施する教科の検査時間は、いずれも 50 分とし、配点は各 60 点とする。
- (イ) 県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査を実施する教科の検査時間は、いずれも 50 分とし、配点は各 100 点とする。
- (ウ) 学校作成問題を実施する場合の検査時間及び配点は、本校で定める。

ウ 検査の場所

原則として本校とする。

エ 学力検査等の実施

本校校長は、学力検査員を指名し、教育長が別に定める沖縄県立特別支援学校入学者選抜学力検査実施要領(以下「検査要領」という。)に基づいて学力検査等を実施する。

(8) 面接

面接は、志願者全員について本校校長の定めるところにより実施する。

(9) 合格発表

ア 令和7年3月18日(火)午前9時において発表(掲示)する。発表(掲示)後ホームページにも掲載する。

イ 合格者に対し、その者が入学志願書を提出した中学校長等を通じて合格したことを通知する。

(10) 検査当日

ア 受検生は必ず下記の様式の名札をつけること。(各学校で準備)

出身学校	
受検番号	
氏 名	

6 cm

9 cm

イ 答案の記入の際、特別な支援を必要とする受検生については、出願の際にあらかじめ本校へ連絡すること。

ウ 答案用紙の筆記に用いる自効具等は、各自で準備すること。

エ 昼食は各自で持参すること。

オ 行動観察は動きやすい服装で受検すること。

3 第2次募集

(1) 出願資格

出願できる者は、前記2の(1)に該当するもので、県立高等学校における学力検査を受検し、合格しなかった者、または県立高等支援学校等における学力検査等を受検し合格しなかった者とする。

(2) 出願期間

ア 第2次募集の出願期間は、令和7年3月19日(水)及び3月21日(金)の2日間とする。郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、本校校長が特別の事情があると認めた場合は、その限りではない。

イ 受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ウ 第2次募集については追検査の日程は設定しない。

(3) 選抜の方法

選抜は、学力検査成績証明書(第14号様式)、調査書(第2号様式)、面接等の結果を資料として行う。

(4) 面接について

ア 期日……………令和7年3月26日(水)

イ 集合時間……………午後2時30分

ウ 場所……………本校視聴覚室

(5) 合格発表

令和7年3月28日(金)の午前9時に本校において発表(掲示)する。同時に、ホームページにも掲載する。

4 追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、学力検査の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検す

ることができる。申し出期間は、令和7年3月4日（火）及び3月5日（水）の2日間とする。受付時間は、令和7年3月4日（火）午前9時から午後4時、令和7年3月5日（水）午前9時から正午までとする。追検査の対象に該当し、受検を希望する者は、申し出期間内に出身中学校等を通じて、「追検査受検希望届」（追検査第1号様式（特支高））に本検査を受検できなかったことを証明する書類を添えて、本校へ提出すること。追検査の期日は、令和7年3月10日（月）の1日のみとし、合格発表は、一般選抜と同じ令和7年3月18日（火）午前9時とする。追検査の日程は下記の通りとする。

県立高等学校入学者選抜学力検査問題で実施（普通科Ⅰ）

時限 月日	第1時限目	第2時限目	第3時限目	昼食 及び休憩	第4時限目	第5時限目	第6時限目
	9:00～ 9:50	10:05～ 10:55	11:10～ 12:00	55分	13:00～ 13:50	14:05～ 14:55	15:10～ 16:00
3月10日（月）	国語	理科	英語	昼食	社会	数学	面接

県立特別支援学校高等部入学者選抜学力検査問題で実施（普通科ⅡA）

時限 月日	第1時限目	第2時限目	第3時限目	昼食 及び休憩	第4時限目	第5時限目
	9:00～ 9:50	10:05～ 10:55	11:10～ 12:00	55分	13:00～ 13:50	14:05～ 14:55
3月10日（月）	国語	理科	技術 （職業）	昼食	体育	面接

学校作成問題Ⅰ（普通科ⅡB）

時限 月日	第1時限目	第2時限目	第3時限目	第4時限目
	10:00～ 10:30	10:45～ 11:15	11:30～ 12:00	12:15～ 12:45
3月10日（月）	国語・数学	理科・社会	音楽・体育	面接

学校作成問題2 (普通科ⅡC)

時限 月日	第1時限目 10:00～10:30	第2時限目 10:45～11:15	第3時限目 11:30～12:00
3月10日(月)	国語・数学	音楽・体育	面接

学校作成問題3 (普通科訪問Ⅱ)

時限 月日	第1時限目 10:00～10:30	第2時限目 10:45～11:15
3月10日(月)	行動観察	面接

5 その他

(1) 沖縄県立桜野特別支援学校・入試説明会について

日 時・・・令和6年11月22日(金)午後4時 ～ 午後5時

場 所・・・本校視聴覚室(3F)

(2) 新入生オリエンテーションについて

合格者を対象に令和7年3月26日(水)にオリエンテーションを実施する。合格者の保護者は必ず参加して入学手続きに必要な書類を受け取ること。

(3) 入学手続き

合格者は、沖縄県立特別支援学校管理規則(平成12年沖縄県教育委員会規則第8号)第18条の規定に基づき、令和7年4月8日(火)の入学式までに入学手続きを完了すること。

問い合わせ先

沖縄県立桜野特別支援校

〒905-0006 名護市字宇茂佐1787番地の1

電 話:0980-52-3920

FAX:0980-54-1488

入試担当:青山 和裕